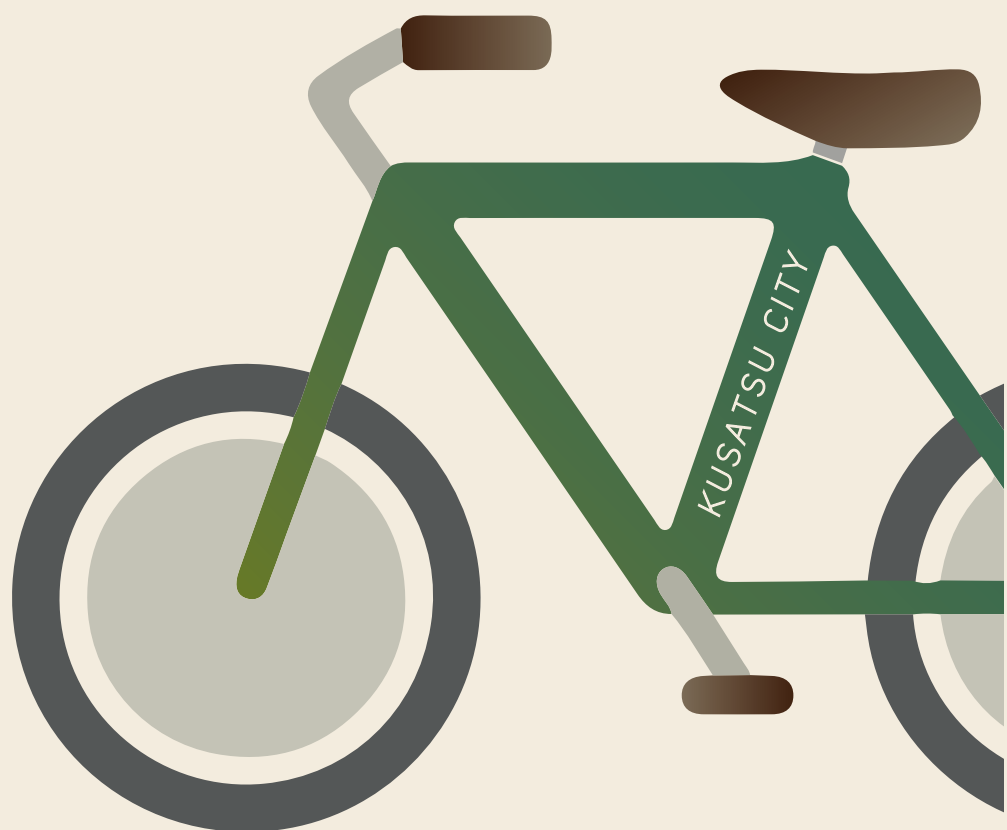


改訂版

# 草津市自転車安全安心 利用促進計画

自転車に乗り自転車を知り  
自転車を感じるまち 草津







## 目 次

1. 計画策定の趣旨と位置付け	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の概要	2
(1) 計画の対象地域	2
(2) 計画の対象者	3
(3) 計画目標年次	3
(4) 計画の位置付け	4
2. 草津市の自転車利用の実態と課題	5
2.1 自転車利用環境の現状	5
(1) 地形	5
(2) 人口および世帯	5
(3) 高齢化率（65歳以上の人口割合）	6
(4) 企業および大学の立地	6
(5) 自転車通行空間の整備状況	7
(6) 自転車駐車場の整備状況	8
(7) 自転車駐車場設置の指導	10
2.2 自転車利用の現状	11
(1) 代表交通手段分担率	11
(2) 自転車保有台数	12
(3) 自転車事故	13
(4) 自転車の盗難	14
(5) 放置自転車の撤去台数	15
2.3 自転車への市民ニーズおよび自転車利用のメリット	16
(1) 市民のニーズ	16
(2) 自転車を日常的に利用する理由	19
(3) 自転車利用のメリット	19
2.4 課題および具体的施策の方向性	21
3. 計画の基本方針	22
3.1 計画のコンセプト	22
3.2 基本方針	22
3.3 各柱の施策	23



4. 具体的な取り組み	24
4.1 基本方針①：「安全」を感じる	24
(1) 自転車の安全利用の啓発	24
(2) 自転車の安全利用のルール・マナーの周知、徹底	24
(3) 自転車の安全安心利用教育の推進	26
(4) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	27
(5) “「安全」を感じる” 施策の計画	29
4.2 基本方針②：「安心」を感じる	30
(1) 自転車の盗難防止の啓発	30
(2) 自転車の保険加入義務化の周知	31
(3) 自転車の点検・整備の促進	32
(4) ヘルメットの着用の促進	32
(5) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	33
(6) “「安心」を感じる” 施策の計画	34
4.3 基本方針③：「快適」を感じる	35
(1) 自転車の走行空間の整備	35
(2) 放置自転車の削減	47
(3) 自転車駐車台数の確保	48
(4) “「快適」を感じる” 施策の計画	48
4.4 基本方針④：「厳しさ」を感じる	49
(1) 違反者に対する指導、取締りの強化	49
(2) 損害賠償事例の紹介、啓発	50
(3) 道路交通法違反、罰則の周知、徹底	51
(4) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	51
(5) “「厳しさ」を感じる” 施策の計画	52
4.5 基本方針⑤：「スマート」を感じる	53
(1) 自家用車等から自転車への利用転換の推進	53
(2) 公共交通機関へのアクセス性の強化	53
(3) 自転車の有効活用の推進	53
(4) 環境や健康にやさしい自転車利用の推進	53
(5) 市の広報媒体や公共施設等を利用した周知・啓発	54
(6) “「スマート」を感じる” 施策の計画	54
5. 各施策の実施に向けて	55
用語解説	56



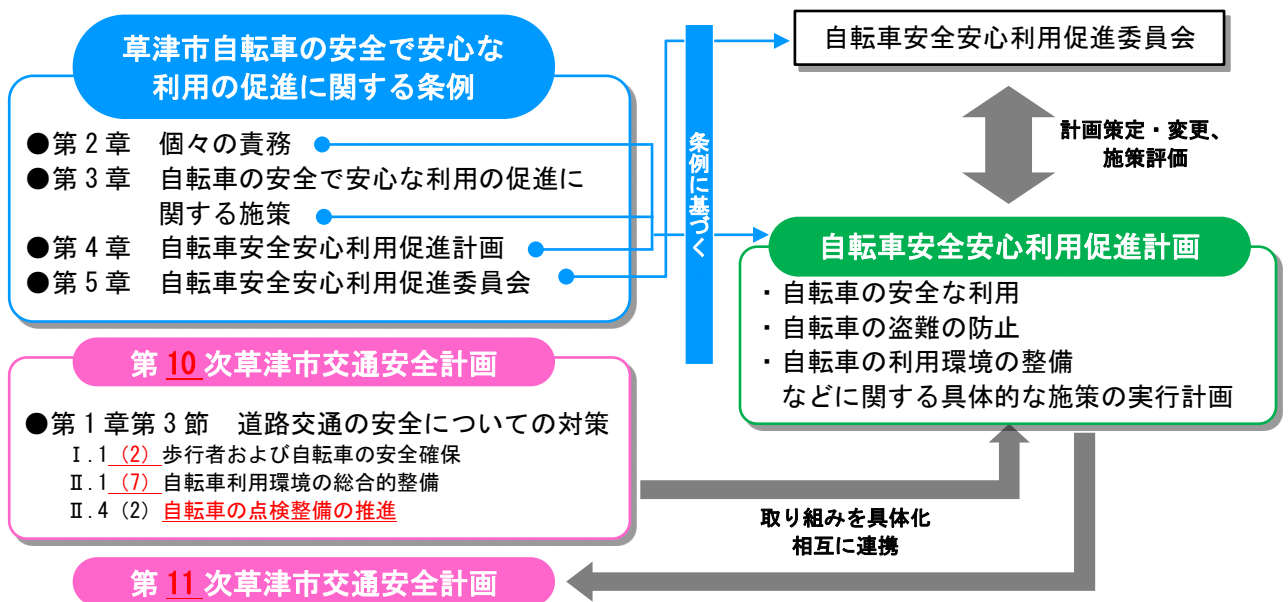
# 1. 計画策定の趣旨と位置付け

## 1.1 計画策定の趣旨

自転車は、通勤、通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に無くてはならないものとなっています。一方で、草津市内では交通事故総数に占める自転車事故の割合や、自転車盗難の発生件数が高い水準で推移し、自転車の利用環境は良好な状態とは言いがたい状況となっており、自転車利用者のルール遵守、マナー向上、自転車事故の防止や事故被害者に対する賠償の備えも必要となっています。

これらの背景から、平成26年7月1日に自転車施策に関する基本条例として「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」(以下、「草津市自転車条例」と記載)が施行され、同条例の第14条に自転車の安全で安心な利用の促進を図るためのものとして、草津市自転車安全安心利用促進計画(以下、「本計画」として記載)の策定が位置付けられています。また、「交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)」第26条第1項の規定により策定された、「草津市交通安全計画」にも自転車利用者の交通ルールの遵守および交通マナーの向上、安全な走行環境の確保などが位置付けられています。

本計画は、「草津市交通安全計画」と相互に連携し、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止、自転車の利用環境の整備などに関する具体的な施策の実行計画として策定します。





## 1.2 計画の概要

### (1) 計画の対象地域

本計画は草津市内全域を対象としています。

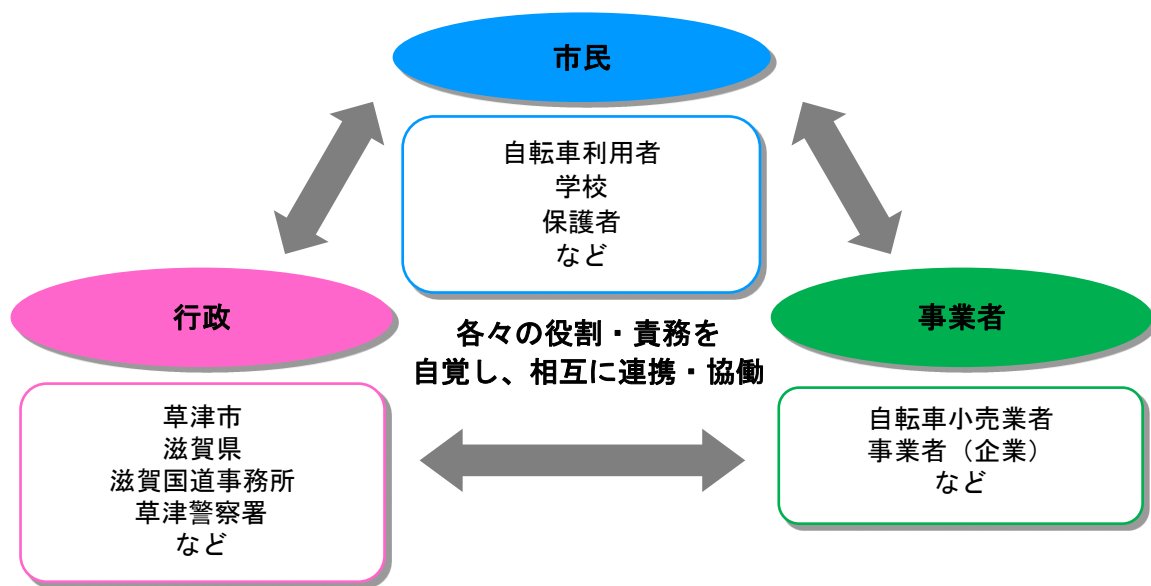




## (2) 計画の対象者

自転車を安全で安心して利用するためには、自転車だけでなく、歩行者や自動車など、すべての道路利用者が自転車の走行位置や走行方法を理解するとともに、複数の交通手段で道路空間を共有する必要があるため、すべての道路利用者を対象とします。

また、草津市自転車条例の第2章において「個々の責務」が定められていることから、道路利用者だけでなく、行政、市民、保護者、学校、事業者、自転車小売業者も対象とし、それぞれの責務を自覚しながら、相互に連携して施策を展開していきます。



### 【参考】

「草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例」の“第2章 個々の責務”中で、関係機関の責務が示されています。

第3条 市の責務、第4条 市民の責務、第5条 自転車利用者の責務、  
第6条 保護者の責務、第7条 学校の責務、第8条 事業者の責務、  
第9条 自転車小売業者の責務

## (3) 計画目標年次

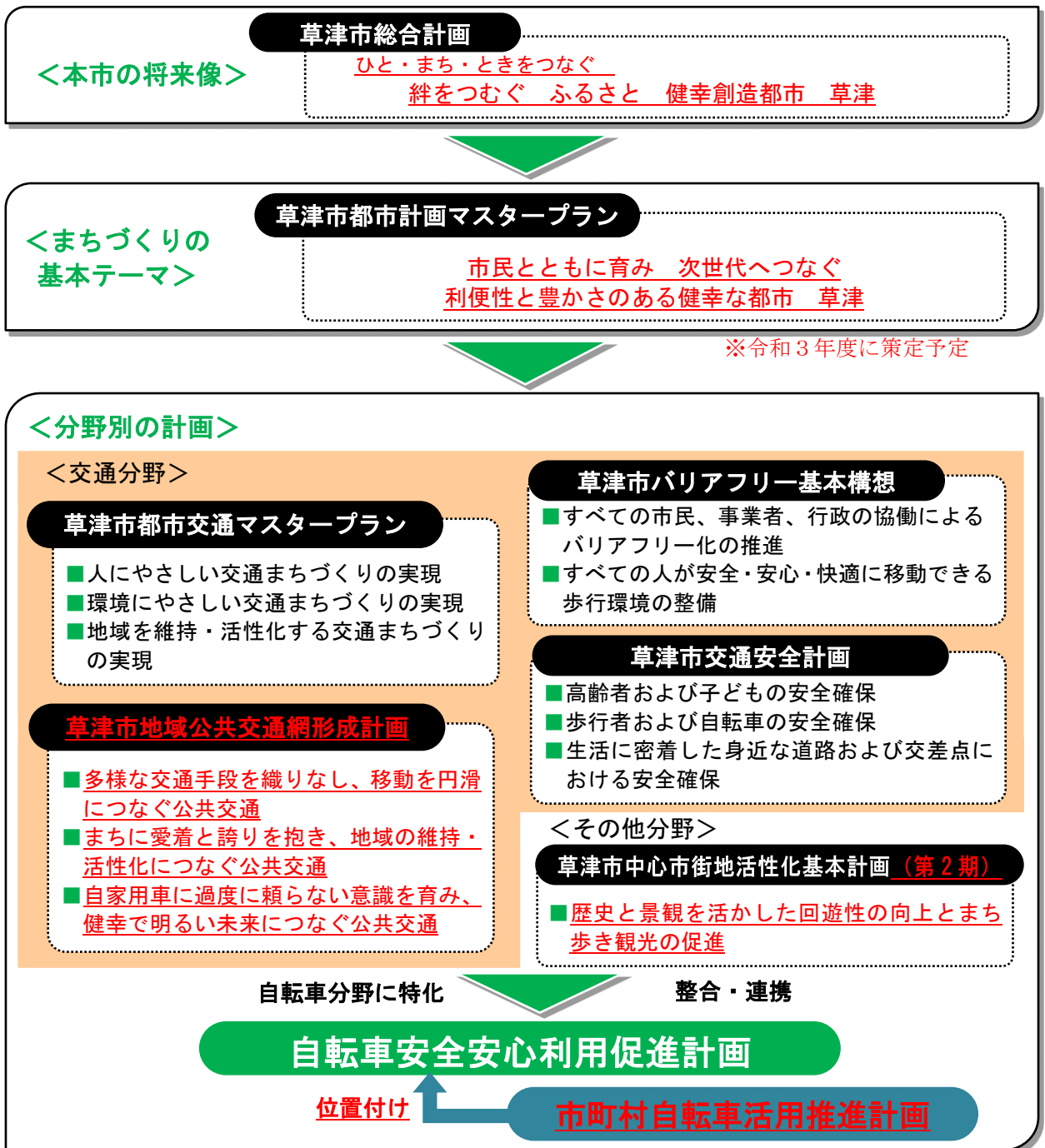
本計画は平成28年度～令和7年度の10年間とし、令和2年度に前期（5年間）の目標達成状況や社会情勢の変化などによる必要な見直しを行いました。また、毎年度、自転車安全安心利用促進委員会を開催し、取り組み状況などを確認します。



#### (4) 計画の位置付け

草津市総合計画を最上位計画として、草津市都市計画マスタープラン、草津市交通安全計画等の計画と連携し、自転車の利用促進施策を進めていきます。

なお、本計画は平成30年6月に国が策定した「自転車活用推進計画」に掲げる自転車の活用の推進に関する基本事項と一致するため、令和2年度の間見直しにあたり、「自転車活用推進法（平成28年法律第113号）」の第11条にある「市町村自転車活用推進計画」と位置付けるものです。







## 2. 草津市の自転車利用の実態と課題

### 2.1 自転車利用環境の現状

#### (1) 地形

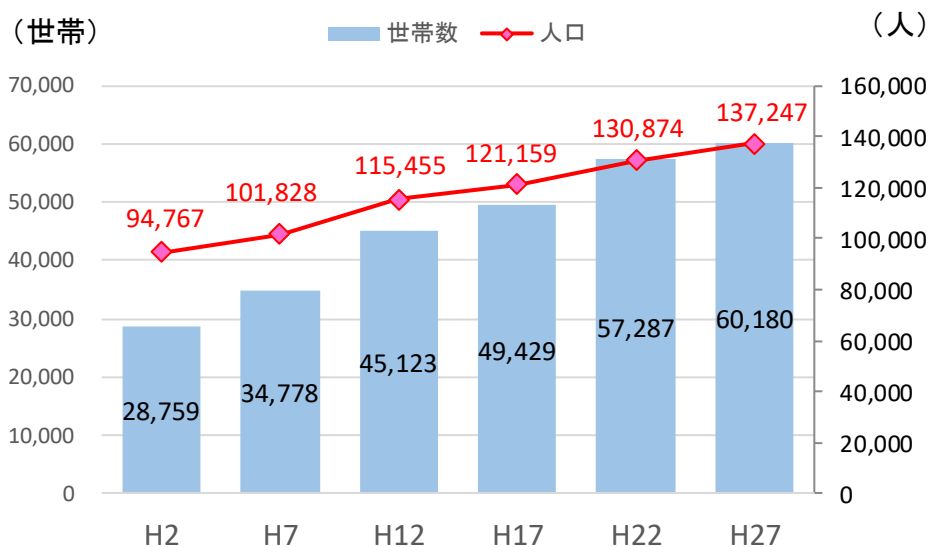
草津市は、琵琶湖にそそぐ大小5つの河川によって形成された扇状地を開けており、東部地域は、なだらかで緑豊かな丘陵が広がっています。また、西部地域は美しい琵琶湖に面して優れた田園景観を形成し、高低差の少ない平坦地が広がっています。そのため、草津市は自転車利用に比較的適した地形といえます。



資料：草津市都市計画マスタープラン

#### (2) 人口および世帯

国全体では人口減少が進行している中、草津市の人口および世帯数は、増加傾向にあり、国勢調査の数値では平成27年には13万7千人に到達しています。

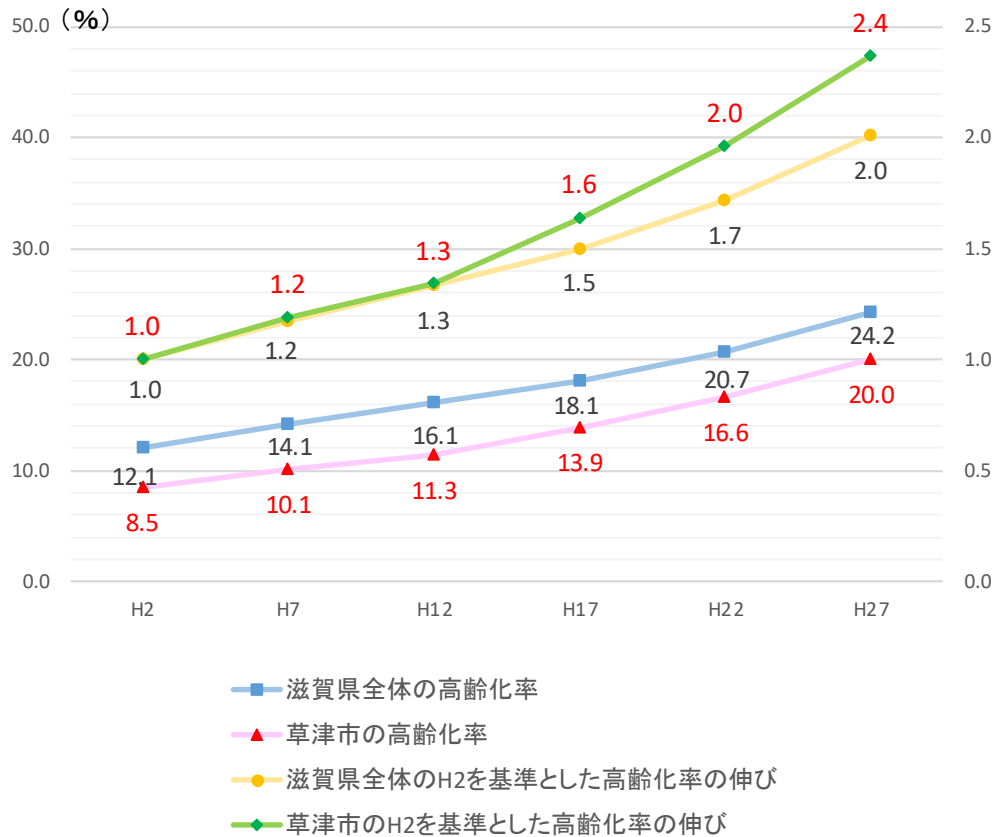


資料：国勢調査



### (3) 高齢化率（65歳以上の人口割合）

滋賀県全体と比較して、草津市の高齢化率は若干低いですが、平成2年を基準とした高齢化率の伸びは、平成12年以降で急激に伸びています。全国的に高齢化が進んでいると言われる中、草津市においても高齢化が進んでいるといえます。



資料：国勢調査

### (4) 企業および大学の立地

草津市では、昭和39年の名神高速道路の開通を契機に急激に工業化が進み、JR草津駅周辺には比較的小規模の事業所が多数立地するとともに、都市郊外では工業団地の整備により、大規模事業所が集積しています。特に、電気機械器具関連の企業が集積する県内有数の工業都市として発展を遂げています。

また、立命館大学のびわこ・くさつキャンパスが立地しており、学生が多いことも特徴です。



### (5) 自転車通行空間の整備状況

道路管理者による自転車と歩行者の分離や、自転車歩行者の通行明示区分の表示を行っています。

本計画を策定した平成 28 年度以降では、草津川跡地草津自転車道線および草津川跡地北山田自転車道線を新たに整備しました。

#### 自転車通行空間の整備状況

市道	自転車・歩行者分離	約 850m	南草津駅中央線 (150m)、桜ヶ丘西線 (700m)
	通行明示区分表示	約 3,410m	大路渋川北線 (250m)、野路若草線 (1,180m)、 <u>草津川跡地草津自転車道線 (750m)、 草津川跡地北山田自転車道線 (1,230m)</u>
県道	自転車・歩行者分離	約 1,540m	大津草津線 (460m)、草津守山線 (1,080m)
	通行明示区分表示	約 2,360m	大津草津線 (590m)、平野草津線 (170m)、大津能登川長浜線 (1,600m)
国道	自転車・歩行者分離	約 90m	国道 1 号南草津地区[上り] (90m) 野路南交差点から南西方向
	通行明示区分表示	約 180m	国道 1 号南草津地区[上り] (180m) 野路南交差点から南西方向

※令和元年 12 月現在

#### ○自転車・歩行者分離



#### ○通行明示区分表示





## (6) 自転車駐車場の整備状況

草津駅前および南草津駅前に自転車駐車場を整備し、都市景観の維持や市民の利便性向上を図っています。

草津駅前については近隣の民間自転車駐車場が閉鎖したことに伴い、平成31年3月に草津駅西口第3自転車駐車場および草津駅西口第4自転車駐車場を緊急的に整備しました。

### 市営駐車場

	営業時間	構造	収容可能台数 (自転車)	備考
草津駅東 自転車駐車場	6:00~22:00	鉄骨造3階	<u>838台</u>	
草津駅西口 自転車駐車場	6:00~22:00	鉄骨造3階	972台	
草津駅西口第2 自転車駐車場	6:00~22:00	鉄骨造2階	<u>814台</u>	
<u>草津駅西口第3 自転車駐車場</u>	<u>7:00~21:00</u>	<u>コンクリート舗装</u>	<u>369台</u>	
<u>草津駅西口第4 自転車駐車場</u>	<u>24時間</u>	<u>アスファルト 舗装</u>	<u>157台</u>	
南草津駅 自転車自動車駐車場	24時間	鉄骨造3階4層 (屋上)	<u>2,972台</u>	ICタグによる 自動ゲート

注) 上記は、令和2年6月末時点の情報。

○草津駅東自転車駐車場



○草津駅西口自転車駐車場





○草津駅西口第2自転車駐車場



○草津駅西口第3自転車駐車場



○草津駅西口第4自転車駐車場



○南草津駅自転車自動車駐車場

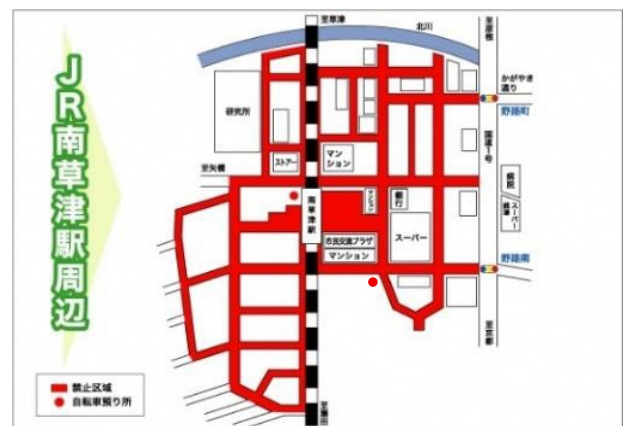
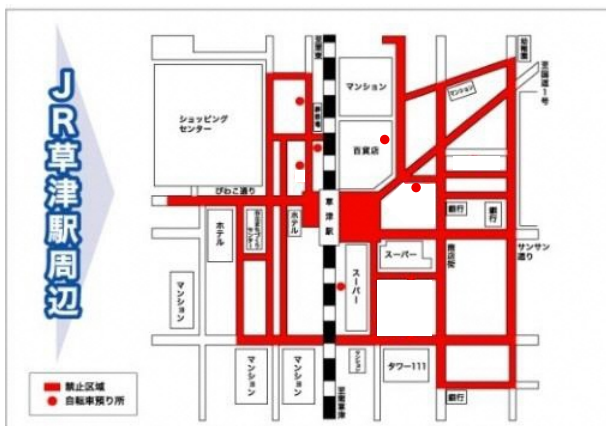




## (7) 自転車駐車場設置の指導

「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」(以下、「草津市駐車秩序条例」と記載) **第7条に基づき**、商業施設等に自転車等駐車場設置の努力義務を課しています。また、草津市駐車秩序条例第8条に基づき、下記のJR草津駅周辺およびJR南草津駅周辺で自転車等放置禁止区域を指定しており、この禁止区域内の開発事業においては、店舗等建築延床面積(売場面積等)20㎡につき1台分以上を確保する設置基準を設けています。

### ■草津市の自転車等放置禁止区域



### 【参考】

#### ■草津市駐車秩序条例

第7条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者および百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するように努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。